

寒河江市自衛隊協力会会則

(目的)

第1条 本会は、自衛隊との相互理解のもとに融和と親睦を図り、自衛隊の健全な発展のため協力することを目的とする。

(名称及び事務所の位置)

第2条 本会は、寒河江市自衛隊協力会と称し、事務所は寒河江市中央一丁目9番45号に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自衛隊の広報に関すること。
- (2) 自衛官募集事務に対する協力に関すること。
- (3) 自衛隊諸行事への協力に関すること。
- (4) 自衛隊退職者の雇用促進に関すること。
- (5) 会員相互、自衛隊及び関係機関との連絡、親睦に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する個人、団体又は企業とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長の命をうけ会務を処理する。
- 4 監事は、本会の事務を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じたときは、役員会において選出することができる。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後であっても、後任者が選出されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を具申する。

(事務局長等)

第9条 本会運営のため、事務局長を置き、会長がこれを委嘱する。

- 2 事務局員は、寒河江市総務課職員とし、会長の指示により本会の事務を処理する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年1回、臨時総会は必要に応じ、会長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任
- (5) その他必要な事項

4 役員会は、必要に応じ会長がこれを招集し、会務の執行について必要な事項等を審議する。

5 総会及び役員会の議決は、出席会員の過半数で決し、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

2 会費は、個人会員年額2,000円、団体会員年額3,000円、企業会員年額5,000円とする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(委任)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成12年2月22日から施行する。

2 会則第11条の規定にかかわらず、平成12年度の会計年度は、平成12年2月22日から平成13年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成22年5月12日から施行する。